

筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記の筆界特定の手続に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告する。

令和7年10月30日

京都地方法務局 筆界特定登記官

記

筆界特定手続の表示

手続番号      令和7年第91号

対象土地      京都府木津川市相楽神後原34番1

京都府木津川市相楽神後原14番